

工事契約における最低制限価格の算出に係るランダム係数 設定方法の変更について

工事契約の最低制限価格は、工事価格の基となる直接工事費や共通仮設費などの経費に、それぞれ一定の率分を乗じ合計した額（以下「算定基礎額」という）に、電子入札システム上で無作為に抽出されるランダム係数を乗じて次の計算式のとおり算出しています。

現行では、算定基礎額に乘じられるランダム係数の値によっては、算定基礎額よりも高い入札が、最低制限価格未満として不調となることがあります。このことを解消するため、ランダム係数の設定方法を次のとおり変更します。

※入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額としているため、ここでの説明は全て税抜きとしています。

【参考】最低制限価格の計算式

$$\underbrace{(\text{直接工事費} \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55)}_{\text{算定基礎額}} \times \text{ランダム係数}^{\ast}$$

※ランダム係数とは

1.0000から1.0050の範囲内で電子入札システムにより無作為抽出される数値
(最低制限価格の価格漏えいを防止するために用いられるもので、開札時まで公社職員も確認することができません。)

1 ランダム係数の設定方法の変更点（次頁図参照）

上記計算式で算出された最低制限価格から予定価格までの範囲内に入札がない場合で、「算定基礎額」から「算定基礎額にランダム係数の最大値（1.0050）を乗じた価格」の範囲内に入札があったときは、その範囲内で最も高い入札の価格を最低制限価格の上限額とし、その上限額以下になるよう算定基礎額に乘じるランダム係数を設定します（最低制限価格未満の不調となるランダム係数は設定の対象外とします。）。なお、ランダム係数はシステムで無作為に設定されます。

2 実施時期

令和2年4月1日（水）以降の開札案件から実施します。

<問い合わせ先>

公益財団法人横浜市建築保全公社

総務課 契約係

TEL 045-641-3124

＜ランダム係数設定イメージ図＞

現 行

入札参加者がAからEの5者の場合、
Aは予定価格超過 Eは最低制限価格未満
B C Dはランダム係数により最低制限
価格未満となり、入札は不調となります。

変 更 後

「算定基礎額」から「算定基礎額にランダム係数の
最大値 (1.0050) を乗じた価格」の範囲内に入札が
あった場合、その範囲内で最も高い入札の価格を最
低制限価格の上限額とし、その上限額以下になるよ
う算定基礎額に乗じるランダム係数を設定します。
今回の事例では、Dは最低制限価格未満、B Cは有
効な入札となり、入札価格の低いCが落札者とな
ります。

